

第1章

計画の目的と構成

第1章

計画の目的と構成

1-1 計画の背景と目的

大館市（以下「本市」とします）の都市計画マスタープランは、2007（平成19）年7月に策定され、目標年度を2025年度とし、将来人口の目標を2015（平成27）年度に78,000人、2025年度に75,000人と設定していましたが、2015（平成27）年の国勢調査では74,175人と、実際には想定以上に人口減少が進んでいます。

本市では、高齢化率が2025年には39.8%になると推計され、人口減少や少子高齢化が一層進むと予測されており、医療福祉や子育て支援、商業等の生活サービスの低下、空き家・空き店舗の増加による生活環境の悪化、公共交通の利便性低下、公共施設の維持管理による財政の圧迫といった課題が想定されます。

こうした背景と課題を踏まえ、本市における地方創生の推進とまちの賑わいを持続可能なものとするため、都市再興基本計画として、「都市計画マスタープラン」の見直しと、「立地適正化計画」、そして地域間を結びつける「地域公共交通網形成計画」を策定します。

なお、地域公共交通網形成計画は2017（平成29）年度策定のため、別冊としてとりまとめを行っています。

注記：本計画では、2019（平成31）年までは西暦と和暦の並列表記、2020年以降については西暦のみの表記とします。



写真 上空から見たまちなかの風景

1-2 計画の位置づけと策定体制

(1) 計画の位置づけ

都市再興基本計画は、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」、「地域公共交通網形成計画」の3つの計画の総称であり、第二次新大館市総合計画と県が策定する大館都市計画区域マスタープランを上位計画とし、市内全域を対象とします。都市施設が集積するまちなかや、昔から人々が暮らし続ける集落、豊かな産業や景観を生み出す田園地帯等における方向性を定め、各地域が連携したよりよいまちづくりを推進するための計画です。本計画により、人口減少下においても、暮らしやすいまちの実現を目指します。

本計画は、市が策定する他の計画との整合を図りながら、都市計画道路の見直し、リノベーションまちづくり、都市再生整備計画や景観計画等に反映します。

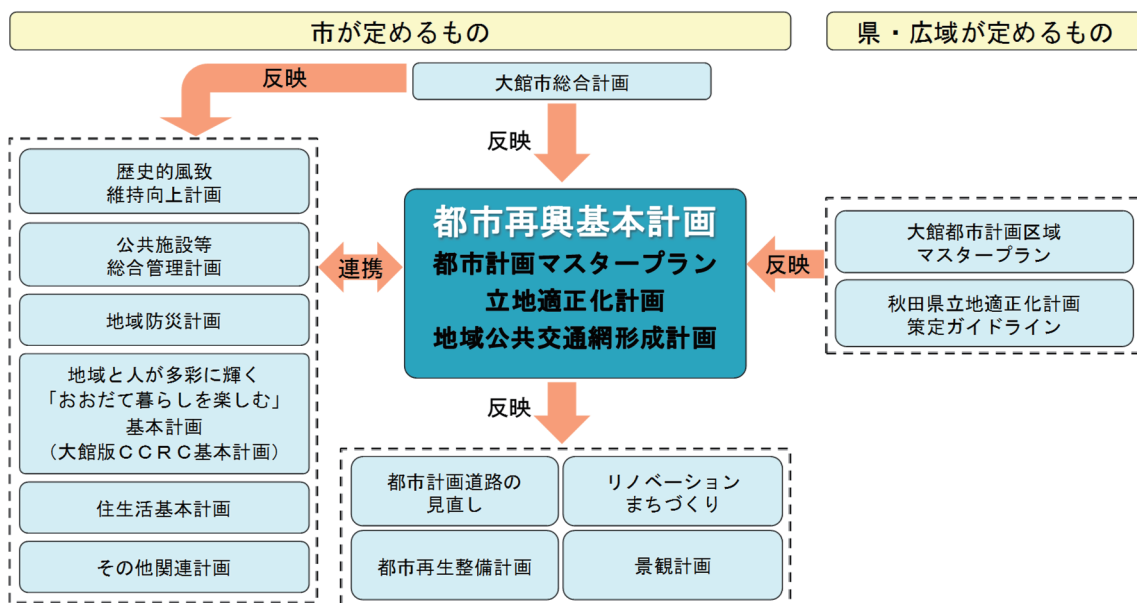


図 計画の位置づけ

(2) 計画の策定体制

① 計画の策定体制

計画策定では、より多くの人々の意見を聞き、合意形成を図るために、大館市都市再興協議会（以下「協議会」とします）、市民ワークショップ、庁内検討委員会を組織します。

また、協議会等以外にも市民アンケートの実施（一般市民、高校生、公共交通不便地域）、各課との関連計画の情報交換、広報やホームページによる情報提供により、意見を反映します。

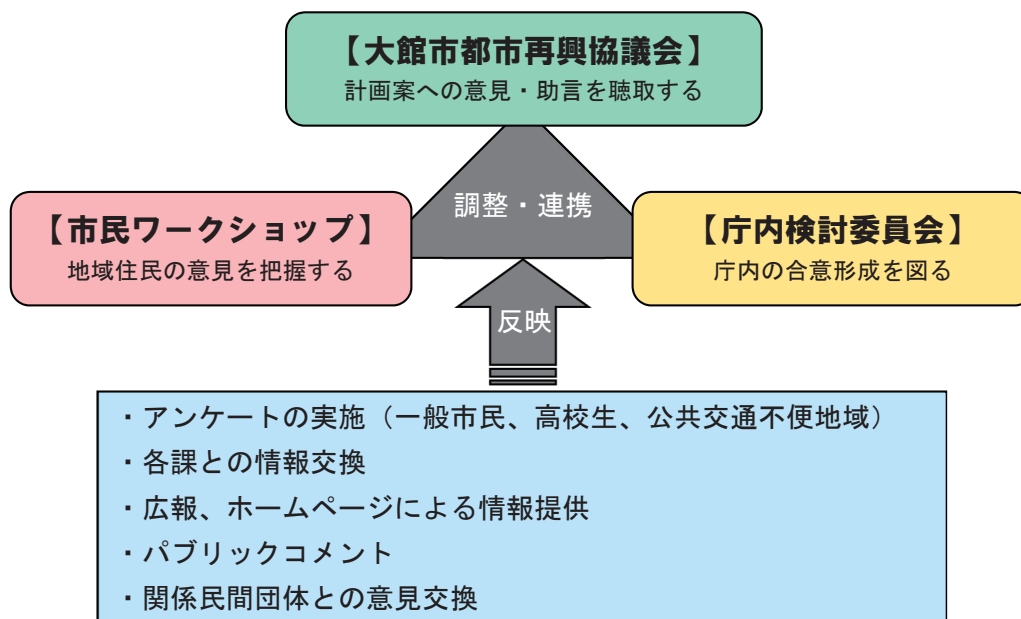


図 協議会等の構成

② 各組織の役割

3つの組織の役割は、次のとおりです。

大館市都市再興協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、地域住民代表者、庁内代表者で構成する ・都市計画審議会へ審議を諮る最終案を策定する
市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・メンバーは住民から広く公募する ・地域ごとにグループ分けし、市全体や地域それぞれの将来像、まちづくりの実現化方策について話し合いを行う
庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・関連各課課長により構成する ・関連各課との情報交換を行う

1-3 対象区域及び計画期間

(1) 計画の対象区域

都市再興基本計画を構成する「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」、「地域公共交通網形成計画」の対象区域は次のとおりです。

都市計画マスタープラン（見直し） ●計画対象となる地域：**市内全域**

都市計画法に基づき、まちづくりの基本方針を示す。

2007（平成19）年度に策定した計画の見直しを行う。

立地適正化計画 ●計画対象となる地域：**都市計画区域内**

都市再生特別措置法に基づき、都市機能や居住の誘導によるコンパクトなまちづくりに向けた取り組みを目的とし、まちづくりを具体化する指針を定める。

地域公共交通網形成計画 ●計画対象となる地域：**市内全域**

上記の計画と一体となって、まちづくりと連携し、効率的で持続可能な公共交通ネットワークを再構築することを目指し、今後の公共交通のあり方を示す指針を定める。

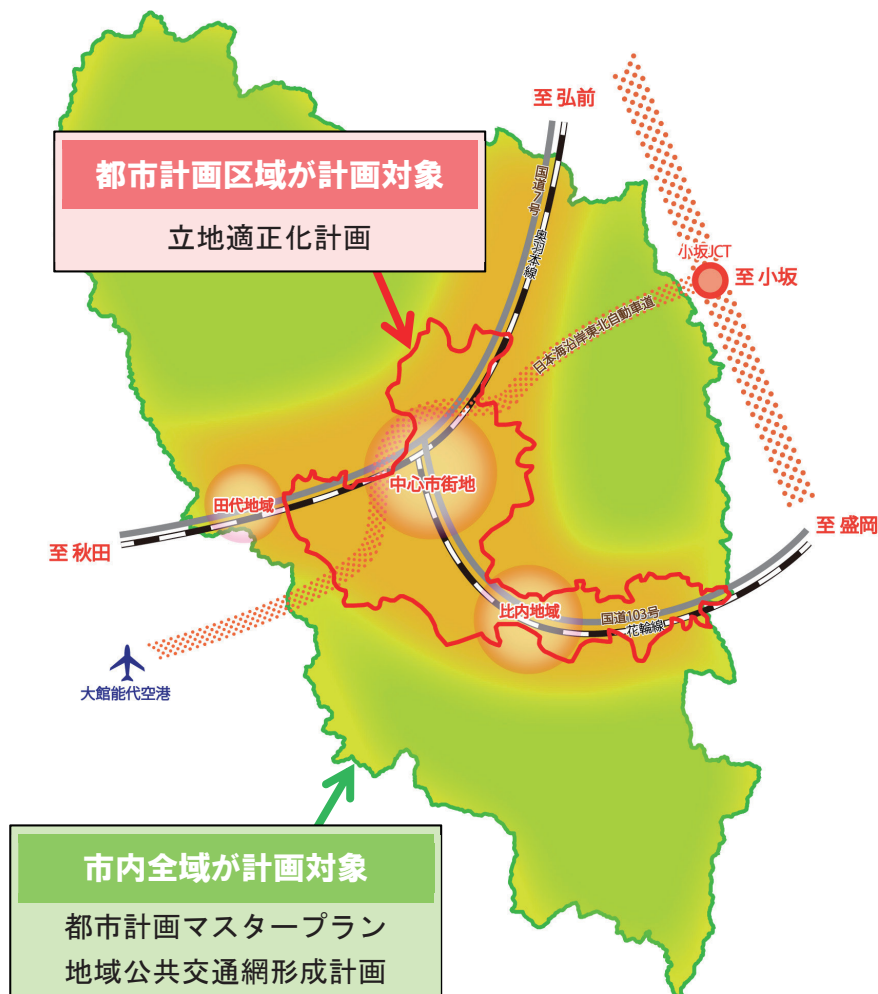


図 計画の対象区域

(2) 計画期間

各計画の計画期間は次のとおりです。

表 各計画の計画期間

計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	20年間：2019（平成31）年度～2038年度 ⇒都市の姿を展望。
立地適正化計画	20年間：2019（平成31）年度～2038年度 ⇒今後20年間で重点的に取り組む施策を明確にする。
地域公共交通網形成計画	10年間：2018（平成30）年度～2027年度 ⇒公共交通網の姿を展望。

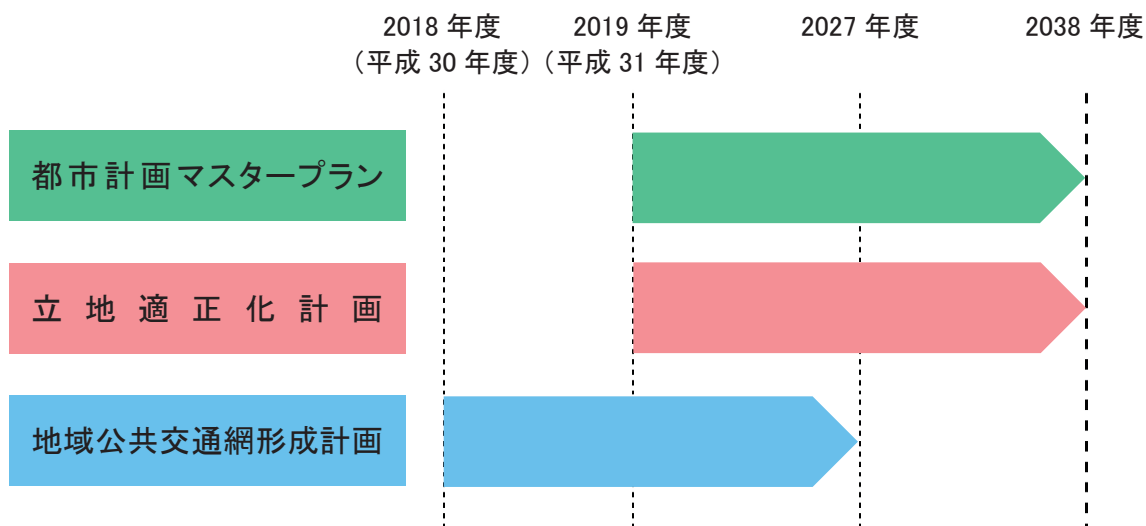


図 各計画の計画期間イメージ

1-4 立地適正化計画の概要

(1) 立地適正化計画の概要

「立地適正化計画」とは、2014（平成26）年の都市再生特別措置法の一部改正により創設された制度であり、人口減少や高齢化が進行する社会情勢の中でも将来にわたり持続可能な都市を実現するため、都市機能や居住の誘導、公共交通の充実を目指す包括的な計画です。

「立地適正化計画」には、都市再生特別措置法第81条第2項に基づき、次の事項を定めます。

●計画の基本的な方針

本市の現状の把握、分析を行い、課題に基づき、計画により実現すべき将来の都市像を示します。

●都市機能誘導区域

医療・商業・子育て・高齢者福祉等の都市機能を誘導し、各種サービスの効率的な提供を図る区域で、居住誘導区域の中に区域を設定します。

●居住誘導区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域で、用途地域の中に区域を設定します。

●誘導施設

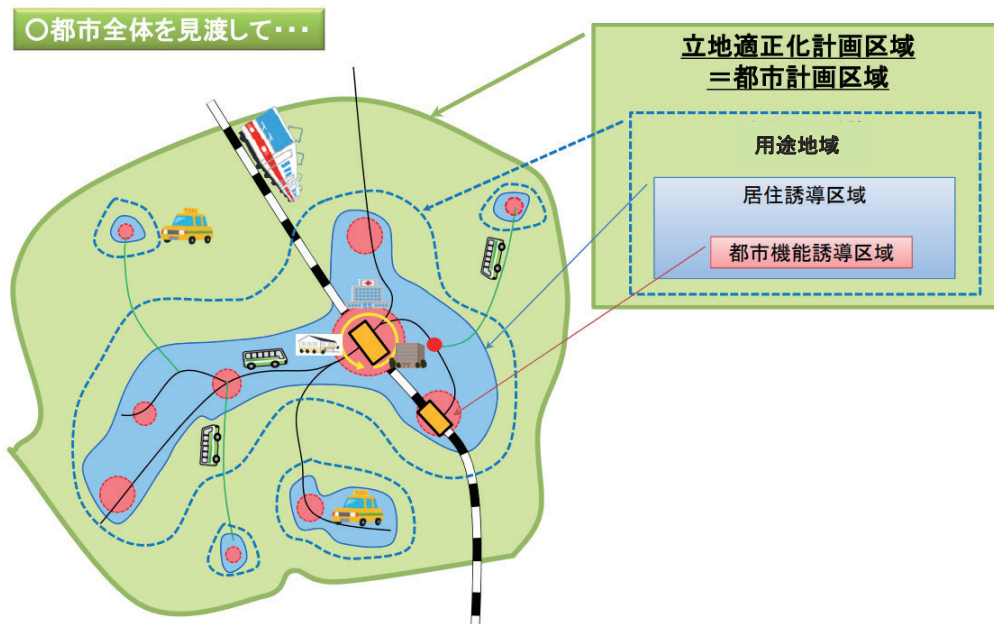
医療施設、商業施設・子育て支援施設・高齢者福祉施設、居住者の利便性や福祉の増進に著しく寄与する誘導施設を設定します。

●誘導施策

都市機能や居住を誘導するための施策を設定します。

●定量的な数値目標

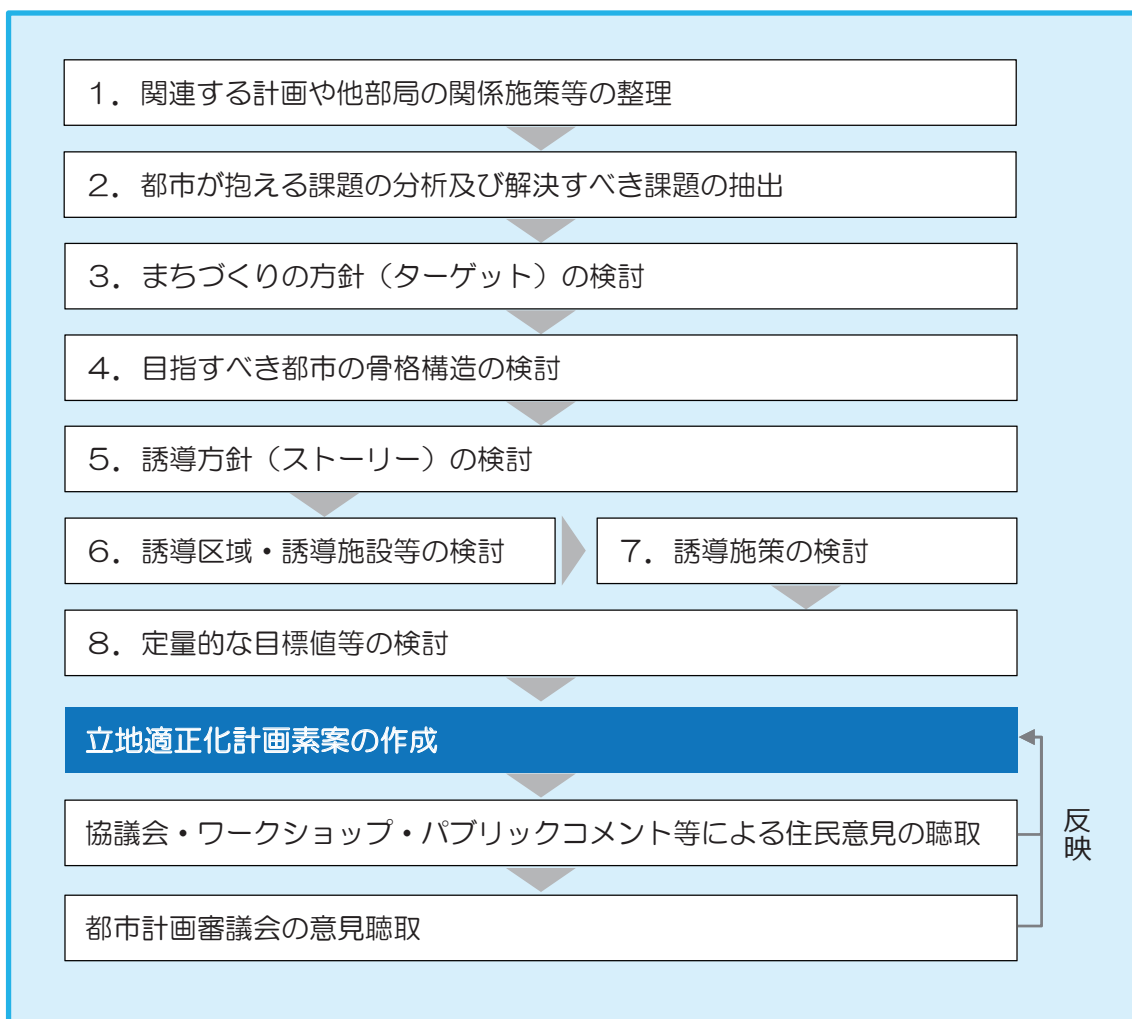
計画の達成状況を把握するため、定量的な数値目標の設定を行います。



参考：「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要」国土交通省都市局都市計画課

図 誘導区域の設定イメージ

(2) 立地適正化計画の策定手順



参考：「立地適正化計画作成の手引き」国土交通省都市局都市計画課

図 立地適正化計画の策定手順